



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト
代表者名 代表取締役社長 富澤 茂
(コード番号 7448 東証第一部)
問合せ先 代表取締役専務 砂田真一
電話番号 03-5738-5555

内部統制システム構築の基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成29年5月18日開催の第57期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の一部変更が決議されたことにより、同日付をもって、従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、定時株主総会后に本日開催した当社取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり、一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所は下線を付しております。

記

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 内部統制システムの一環として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務執行の有効性等についての監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う。
 - ② 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっている。
 - ③ 会社規則の制定および運用状況の検証を行う。
 - ④ 平成 19 年 2 月 21 日制定の当社コンプライアンス規程第 7 条第 3 項に基づき、暴力団等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保存・管理する。
 - ② 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
 - ③ 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施および管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、危機管理規程、防災マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ② 「迅速かつ的確な経営および執行判断」を補完する機関として、本社課長職以上を構成員とする経営会議を週1回定例開催し、経営課題の検討および報告をする。
 - ③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人が必要な場合には、監査等委員会補助者を置くことができる。
- (6) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会補助者は、監査等委員会の補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとする。
 - ② 監査等委員会補助者の人事や補助業務に関する予算の決定にあたっては、監査等委員会の同意・承認又は事前協議を要するものとする。
- (7) 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役および従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員会に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
 - ② 取締役および従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
 - ③ 「内部通報処理規程」等の社内規程に基づき、通報者に対し、当該通報したことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととする。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、社内において実施される会議に参加できる。
 - ② 監査等委員会と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。
 - ③ 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と親会社との間での取引の公正性を確保するため、通例的でないと判断できる取引については、親会社以外の株主の利益に配慮し、取締役会において慎重に検討を行う。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

以上